兵庫地方最低賃金審議会
第２回 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月 17 日（木） 15 時 00 分～16 時 43 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益代表委員	上林委員、千田委員、三上委員
労働者代表委員	小菅委員、須藤委員、藤本委員
使用者代表委員	中崎委員、中田委員、松下委員
事　務　局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、 下風賃金指導官、神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第２回兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。

本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでしたので御報告いたします。

では、この後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

○三上部会長

よろしくお願いいたします

議題に入りたいと思います。

前回９月２日の専門部会において、全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題（１）「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、金額の審議に入ります。

今までの審議の中でお話しいただいている部分もあるかもしれませんが、まず、労使それぞれから金額審議に当たっての金額の御提示及びその理由等を御発言いただき、そこから審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に労使それぞれでの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員
はい、お願します。

○三上部会長
では、10 分から 15 分程度、別室でよろしくお願いします。

（労使委員それぞれで打合せ）

○三上部会長
それでは、審議を再開いたします。
では、まず申出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額の提示をお願いいたします。

○藤本委員
それでは、私の方から、金額改定について述べさせていただきます。
前回の必要性審議におきまして、労側からは 2026 春闘における賃上げの回答状況や、兵庫県内のはん用機械器具等製造業の魅力向上、人材の確保・定着の観点を踏まえ、兵庫県地域別最低賃金 1,172 円（プラス 56 円）に対する優位性を確保するため、特定最低賃金の改定が必要であることを主張してきました。
また、2026 春闘におきましては、はん用機械器具等製造業に関わる労働組合におきましても大幅な賃上げが実現するとともに、各社における最低賃金の引上げも進められております。こうした動きは、足もとの不透明な経営環境にあっても、各企業の発展・強化に向けた「人への投資」の必要性はもとより、物価上昇等による生活不安への対応について使用者側の理解が示されたものと受け止めています。
このような労使の懸命な努力によって実現した賃上げの流れを、当該産業に関わるすべての労働者に波及させることが重要だと考えております。そのことが、人材の確保・定着に繋がり、当該産業の魅力を高めるとともに、そこで働く人々の生活の安定、ひいては経済の好循環に繋げていく必要があると考えております。
以上を踏まえまして、具体的な改正額につきましては、今回の申出時に提出した最も低い金額である 1,231 円（プラス 81 円）への到達を目指しつつ、当該産業を取り巻く環境も踏まえ、今回は段階的な到達として、現行の 1,150 円に対し、プラス 60 円の 1,210 円を提示させていただきます。
このプラス 60 円の根拠につきましては、兵庫県内で最も多くの労働者を有する当該産業の魅力を高め、人材の確保・定着に繋げていく観点から、連合兵庫が取り纏めました春闘回答における賃上げ率 4.81％ではなく、連合本部が取り纏めた集計の 5.01％を基準として算出したプラス 58 円を基本と考えました。そのうえで、58 円から 60 円につきまし

てはいずれの場合も影響率に差が生じないこともあり、1,231 円への段階的な到達を目指す観点も踏まえ、プラス２円を上乗せしプラス 60 円としたものであります。
　生産年齢人口が減少していく中、当該産業における人材の確保・定着は引き続き産業の維持・発展に向けた重要な課題と認識しております。また、当該産業では専門性が求められる作業も多いことから、それに見合う水準であることが求められます。
　今回の改正額に対しまして、我々に与えられた責務を今一度労使で再確認するとともに、労使のイニシアティブを発揮し、論議を深めて参りたいと考えておりますので、使用者側のより一層の御理解・御協力をお願いいしたます
　以上です。

○三上部会長
　はい、ありがとうございます。
　確認しますが、金額的にはプラス 60 円で 1,210 円の御提示ですね。

○藤本委員
　はい。

○三上部会長
　わかりました。
　それでは次に、使用者側委員からお願いいたします。

○松下委員
　それでは、使用者側の見解を申し上げます。
　前回、業種の魅力を高めるために改正の必要姓については合意いたしましたが、前回の審議会でもお伝えしましたように、企業の中には賃上げ原資の確保に苦慮しながらも、物価上昇への対応や人材確保の為の「防衛的賃上げ」を余儀なくされている中小企業が少なくない現状を踏まえ、引上げ額には明確な根拠が必要と考えております。
　使用者側としましては、兵庫県下の中小企業の状況を踏まえ、賃上げ状況とのバランスを重視し、連合兵庫の「2026 春季生活闘争 第 7 回（最終）回答集計」100 人未満の賃上げ率 4.07%を使用して、四捨五入した 47 円を提示いたします。
　以上です。

○三上部会長
　はい、ありがとうございました。
　使用者側金額の御提示は、プラス 47 円ですので 1,197 円でよろしいですか。

○松下委員
　はい。

○三上部会長
　労使双方より、金額の御提示とそのお考えをお聞きしたところです。
　もう一度確認しますと、
　労働者側は、プラス 60 円 1,210 円、
　使用者側は、プラス 47 円 1,197 円、
という御主張でした。

○労使委員
　はい。

○三上部会長
　労使双方の御主張に開きがございますので、ここからは、その金額の開きを詰めていくための議論を最初にしていきたいと思います。
　では、最初に公益側と労働者側とでお話しさせていただいて、その後、使用者側とお話しさせていただきたいと思います。

（第１回公労会議）
（第１回公使会議）
（第２回公労会議）
（第２回公使会議）
（第３回公労会議）
（第３回公使会議）

○三上部会長
　それでは審議を再開いたします。
　これまで金額とその考え方を労使から御提示いただき、それを踏まえて公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員でお話し合いを重ねてきました。
　労働者側のお話しをお聞きして使用者側のお話しを聞き、使用者側のお話し、さらなるお考えをお聞きした上で労働者側のお話しを聞くということで何度かやり取りをしました。
　今日のところは、基本的な考え方が重なる部分もだいぶあり、去年の合意事項である地賃の目安を重く見ながら具体的な議論をしたいということでは、労使の共通の認識を確認できたところですが、なお未だお考えに隔たりがあり、それを詰めるには一旦それぞれ持ち帰っていただいてお考えを纏めていただく必要があるだろうということになりました。ということで、次回に合意を目指す議論を行いたいと思います。
　今日のところは、それでよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○三上部会長
そうしましたら、今日はここで一旦議論を終了したいと思います。
本日の段階では、
労働者側は、プラス 60 円 1,210 円、
使用者側は、プラス 47 円 1,197 円。
の御提示です。
ここからさらに突っ込んだ議論を、次回にしたいと思います。
では、引き続き次回金額審議を行うことで、日程等について事務局から御説明をお願いいたします。

○安積賃金室長
はい。次回は９月 30 日、水曜日、午前９時 30 分からこの場所で開催したいと思いますので、公開非公開の確認と併せて、御確認いただければと思います。

○三上部会長
では、次回は９月 30 日、水曜日、午前９時 30 分からの開催といたします。
次回金額審議の２回目となります、引き続き公開審議といたします。
次回の審議に臨むにあたって、労使それぞれしっかりと意見調整をお願いいたします。
事務局から何か連絡事項等ございますか。

○安積賃金室長
特にございません。

○三上部会長
それでは、本日の審議はこれまでといたします。
どうも御苦労様でございました。

○各委員
ありがとうございました。

三上　喜美男

小菅　梨絵

松下　田佳子